

民間保育所等補助金交付要綱

(目的)

第1条 本町は、主として町内の民間保育所及び民間認定こども園（以下「保育所等」という。）における保育内容の充実及び特別保育事業の推進を図るため、予算の定めるところにより、保育所等を運営する者に対し、保育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金交付規則（昭和51年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるものの他、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づき、認可を受けた保育所を運営する者、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園を運営する者、その他町長が認める者とする。

(補助対象児童)

第3条 補助対象は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 法第24条の規定に該当し、町が保育を委託した児童。
- (2) 国の特別保育事業実施要綱等に定める事業実施により保育所等を利用した児童。

(補助金の額等)

第4条 補助の種類、補助要件、補助対象経費及び補助額は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出したそれぞれの事業に係る補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第5条 前条に定める事業を実施し、補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める期日までに、事業計画書を町長に提出し、協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 申請の手続きについては、規則第3条に定める様式に申請額の算出内訳書を添付して提出しなければならない。

(補助条件)

第7条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ事業完了後5年間保管しなければならない。
- (2) 施設及び運営が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）及び保育所の設置、運営に関する厚生省（厚生労働省）通達に適合してい

ること。

(3) その他町長が特に必要と認める事項

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付については、規則第8条の規定によるものとする。

(報告等)

第9条 補助金の交付を受ける者は、児童月報及び実施している事業の利用状況を翌月10日迄に提出しなければならない。但し、施設設備に係る事業についてはこの限りでない。

(施行細目)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、改正前の別表種別「保育地域活動事業」の廃止及び改正後の別表種別「子育て支援保育士事業」の追加については、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業種別	補助要件	補助対象経費	補助額
基本事業	委託児童が入所できる保育所等	保育事業に要する経費	給付費の5/100
障がい児保育事業	障がい児保育を実施し、かつ、当該障がい児のための保育士を加配している保育所等	要件に該当する障がい児保育に要する人件費	障がい児保育を担当する職員ごとに、当該保育士の人件費実支払額と、町立保育所における障がい加配保育士1人当たりの1日単価に実勤務日数を乗じて得た額とを比較して、少ない方の額
障害児受入促進事業	国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の障害児受入促進事業（保育環境改善等事業）に定める要件を有していると認められる保育所等	障害児受入促進事業に必要な経費	補助対象経費に対する保育所等の支出額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額
病児保育事業	国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の病児保育事業に定める要件を有していると認められる保育所等	病児保育事業に必要な経費	補助対象経費に対する保育所等の支出額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額
延長保育促進事業	国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の延長保育促進事業に定める要件を有していると認められる保育所等	延長保育促進事業に必要な経費	補助対象経費に対する保育所等の支出額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額
一時預かり事業	国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の一時預かり事業に定める要件を有していると認められる保育所等（幼稚園型は町外の保育所等を含む。）	一時預かり事業に必要な経費	補助対象経費に対する保育所等の支出額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額
子育て支援保育士事業	保育所等施設内外において子育て相談・指導等、地域の子育て親子や子育て支援関係者が参加する地域交流事業を実施する保育所等	子育て支援保育士事業に必要な経費	補助対象経費（子育て支援保育士の活動に要する経費とし、施設改修費、備品購入費は対象としない。）に対する保育所等の支出額と1,600千円とを比較して少ない方の額
環境改善事業（安全対策事業）	国の保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱の保育環境改善等事業の環境改善事業（安全対策事業）に定める要件を有していると認められる保育所等	環境改善事業（安全対策事業）に必要な経費	補助対象経費に対する保育所等の支出額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額
副食費無償化事業	町内に住所を有する児童が入所する保育所等及び幼稚園等（町外の施設等を含む。）	副食費無償化に必要な経費	副食費を徴収している児童について、保育所等及び幼稚園等で徴収している一人あたりの月額と4,500円とを比較して少ない方の額。